「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針の一部改正(案)」に対する意見募集(パブリックコメント) <電子政府の総合窓口(e-Gov)掲載資料、意見受付期間:平成30年2月23日~3月16日>

有明海及び八代海等の再生に関する基本方針の一部改正について

1. 背景

- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号。以下「法」という。)第 24 条により環境省に設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会が、平成 29 年 3 月、当該海域の再生に関する報告を取りまとめ主務大臣等に提出した。この中で有明海及び八代海等の再生に向けた方策等が示されたところである。
- 法第4条に基づき主務大臣によって制定された、有明海及び八代海等の再生に関する 基本方針について、今般の報告の内容を反映させるため、所要の改正を行うこととする。

2. 主な改正内容

- (1) 再生方策の具体的事例の追記 報告で示された再生方策の具体的事例を記載する等の改正を行う。 (主な再生方策)
 - ・漂流・海底ごみ対策の推進
 - ・カキ礁の再生等による漁場環境の改善
 - 人工種苗の量産化等の技術開発
 - ・二枚貝の資源回復を図るための、広域的な母貝集団ネットワークの形成
 - モニタリング体制の強化、予察の推進等による赤潮被害の軽減対策
- (2) その他

施策の進捗等による記載内容の変更等の改正を行う。

(参考) 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告(平成29年3月) 再生方策については、「第5章 再生への取組」に記載されています。 http://www.env.go.jp/council/20ari-yatsu/report20170331/index.html